

# 青森県報

号外第七十五号

平成二十二年  
九月二十四日  
(金曜日)

## 目次

## 公 告

都市計画公聴会の開催

(都市計画課) …… 一

右

同

(

同

) …… 二

右

同

(

同

) …… 三

右

同

(

同

) …… 四

右

同

(

同

) …… 五

右

同

(

同

) …… 七

右

同

(

同

) …… 七

右

同

(

同

) …… 八

右

同

(

同

) …… 九

右

同

(

同

) …… 一〇

右

同

(

同

) …… 一〇

# 公 告

## 都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により平内都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 開催の日時

平成二十二年十月十八日 午前十時から

### 二 開催の場所

平内町立勤労青少年ホーム一階視聴覚室 東津軽郡平内町大字小湊字小湊七九の

### 三

### 三 案件

平内都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

### 四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、平内町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

平内町地域整備課 東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

平内都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・3・1号家ノ下鍵懸線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・4・1号駅通り小湊赤明堂線、3・4・2号小湊沼館家岸線及び3・4・3号沼館尻新道線を廃止する。

種別	名 称		位 置		主 なる 経 過 地	区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点			構造形式	車線 の数	幅員	
幹線街路	3・3・1	家ノ下鍵懸線	平内町大字中野字家ノ下	平内町大字土屋字鍵懸	大字土屋字カヌカ沢	約3,990m	地表式	4車線	28m	-

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

平内町地域整備課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月二十日 午前十時から

二 開催の場所

外ヶ浜町役場本庁三階大会議室 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

三 案件

蟹田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」といふ。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、外ヶ浜町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の

外ヶ浜町建設課 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

蟹田都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号上蟹田磯ノ山線を3・6・2号上蟹田磯ノ山線に名称を改め、次のように変更する。  
都市計画道路中3・4・2号蟹田館ノ沢線、3・4・3号宮本線及び3・6・1号下町中師線を廃止する。

種別	名 称		位 置		区 域	延 長	構 造	備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点				
幹線街路	3・6・2	上蟹田磯ノ山線	外ヶ浜町字上蟹田	外ヶ浜町字蟹田石浜	字蟹田鰐ヶ淵	約1,740m	地表式 2車線 11.5m	JR津軽線との立体交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘察し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

外ヶ浜町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により鯉ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事

三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十九日 午後二時から  
二 開催の場所

鯉ヶ沢町中央公民館二階大会議室 西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町二〇九の二  
三 案件

鯉ヶ沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）  
四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、鯉ヶ沢町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

鯉ヶ沢町建設管財課 西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町二〇九の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

鯉ヶ沢都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・4・1号鳴戸大和田線ほか1路線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・5・4号臨海線を廃止する。

種別	名 称		位 置		区 域	延 長	構造形式	構 造		備 考
	番号	路線名	起 点	終 点				主 経 過 地	車線の数	
幹線街路	3・4・1	鳴戸大和田線	鯉ヶ沢町大字 舞戸町字鳴戸	鯉ヶ沢町大字 赤石町字大和田	大字舞戸町字 小夜	約7,360m	地表式	2車線	16m	J R五能線と立体交差 3箇所 幹線街路と平面交差 3箇所
	3・5・3	駅前線	鯉ヶ沢町大字 舞戸町字上富田	鯉ヶ沢町大字 舞戸町字上富田	大字舞戸町字 上富田	約470m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所  
青森県国土整備部都市計画課  
鯉ヶ沢町建設管財課
- 2 閲覧期間  
平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで
- 3 閲覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により板柳都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十九日 午前十時から

二 開催の場所

板柳町多目的ホールあぶる 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六一

三 案件

板柳都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」といふ。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、板柳町の区域内に住所を有する者とする。

五 都市計画変更案の概要

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

- 3 書面の提出期限
- 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
板柳町建設課 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の三
- 5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

板柳都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・1号駅通り線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・5・3号岡本玉川西線を廃止する。

種別	名 称		位 置		区 域	延 長	構 造 形 式	構 造	備 考	
	番 号	路 線 名	起 点	終 点						主 経 過 地
幹線街路	3・4・1	駅通り線	板柳町大字福野田字実田	板柳町大字板柳字川面	大字板柳字土井	約630m	地表示式	2車線	20m	幹線街路と平面交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘察し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

板柳町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十八日 午後二時から

二 開催の場所

野辺地町中央公民館二階第三会議室 上北郡野辺地町字野辺地一の一五

三 案件

野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、野辺地町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地一三三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 1・3・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線ほか6路線を次のように変更する。  
都市計画道路中 3・3・3・2号槻ノ木本明線、3・4・2号城内種畜場線及び3・5・1号金沢松ノ木平線を廃止する。

種別	名称		位置			主 な 経 過 地	区 域	構 造 形 式	構 造		備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	車 線 の 数				幅 員		
専用自動車	1・3・3・1	有戸鳥井平一ノ渡線	野辺地町字有戸鳥井平	東北町字山添	野辺地町字寺ノ沢	約7,110m	高上式	4車線	23.5m	JR東北本線と立体交差 1箇所 幹線街路と立体交差 2箇所	
	3・3・3・1	一ノ渡中渡線	野辺地町字一ノ渡	野辺地町字中渡	字松ノ木	約6,260m	地表式	4車線	27m	JR東北本線、自動車専用道1・3・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線と立体交差各1箇所 自動車専用道1・3・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線と平面交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・4・1	駅前上前田線	野辺地町字上前野	野辺地町字上前田	字鳴沢	約870m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・4・3	二本木大月平線	野辺地町字二本木	野辺地町字大月平	字野辺地	約3,180m	地表式	2車線	16m	JR大湊線と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・4・4	観音林脇雑吉沢線	野辺地町字観音林脇	野辺地町字雑吉沢	字白岩	約1,130m	地表式	2車線	16m	自動車専用道1・3・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線、月平線街路3・5・7号大月平一ノ渡線と立体交差各1箇所 幹線街路と平面交差1箇所	
	3・5・2	石神裏上川原線	野辺地町字石神裏	野辺地町字上川原	字寺ノ沢	約2,070m	地表式	2車線	12m	JR大湊線と平面交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	
	3・5・6	駅前松ノ木線	野辺地町字上小中野	野辺地町字松ノ木	字観音林脇	約660m	地表式	2車線	12m	JR東北本線、JR大湊線と立体交差各1箇所 幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由  
本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

野辺地町建設環境課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月二十日 午後二時から

二 開催の場所

つがる市役所三階第一会議室 つがる市木造若緑六一の一

三 案件

木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、つがる市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

つがる市建設部建築住宅課 つがる市木造若緑六一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

つがる市建設部建築住宅課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十八日 午前十時から

二 開催の場所

平内町立勤労青少年ホーム一階視聴覚室 東津軽郡平内町大字小湊字小湊七九の

三

三 案件

平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
平内町地域整備課 東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課  
平内町地域整備課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月二十日 午前十時から

二 開催の場所

外ヶ浜町役場本庁三階大会議室 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二

三 案件

蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
外ヶ浜町建設課 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四の二



5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

外ヶ浜町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十九日 午後二時から

二 開催の場所

鱒ヶ沢町中央公民館二階大会議室 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二 九の二

三 案件

鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、鱒ヶ沢町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

鱒ヶ沢町建設管財課 西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二 九の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

鱒ヶ沢町建設管財課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十九日 午前十時から

二 開催の場所

板柳町多目的ホールあぶる 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六一

三 案件

板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、板柳町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
板柳町建設課 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二二九の三

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を

対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

板柳町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十月十八日 午後二時から

二 開催の場所

野辺地町中央公民館二階第三会議室 上北郡野辺地町字野辺地一の一五

三 案件

野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ

ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、野辺地町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地二二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

野辺地町建設環境課

2 閲覧期間

平成二十二年九月二十五日から同年十月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭